

「酪農教育ファーム認証牧場」認証規程 改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>「酪農教育ファーム認証牧場」認証規程（案）</p> <p>制定 平成13年 1月12日 改正 平成17年 1月 8日 平成18年11月 1日 平成20年 4月 1日 平成25年 4月 1日 平成28年 6月 ●13日</p>	<p>「酪農教育ファーム認証牧場」認証規程</p> <p>制定 平成13年 1月12日 改正 平成17年 1月 8日 平成18年11月 1日 平成20年 4月 1日 平成25年 4月 1日</p>
<p>第1. 目的</p> <p>一般社団法人中央酪農会議（以下、「本会議」とする。）は、わが国酪農に対する国民の幅広い理解と共感を確保するために、『酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する』ことを目的に、酪農教育ファームファシリテーターが、牧場や学校等で、主に学校や教育現場等と連携して行う、酪農に係る作業等を通じた教育活動（以下、「酪農教育ファーム活動」という。）を支援する観点から、酪農教育ファーム推進委員会（以下、「本委員会」とする。）が牧場等を認証する場合の定義及び条件などについて、以下によりこの規程（以下、「本規程」とする。）に定めるものとする。</p>	<p>第1. 目的</p> <p>一般社団法人中央酪農会議（以下、「本会議」とする。）は、わが国酪農に対する国民の幅広い理解と共感を確保するために、『酪農体験を通して食といのちの学びを支援する』ことを目的に、酪農教育ファームファシリテーターが、牧場や学校等で、主に学校や教育現場等と連携して行う、酪農に係る作業等を通じた教育活動（以下、「酪農教育ファーム活動」という。）を支援する観点から、酪農教育ファーム推進委員会（以下、「本委員会」とする。）が牧場等を認証する場合の定義及び条件などについて、以下によりこの規程（以下、「本規程」とする。）に定めるものとする。</p>
<p>第2. 定義</p> <p>1. 酪農教育ファーム認証牧場（以下、「認証牧場」という。）とは、それぞれの牧場が持つ多様な資源を活用して、酪農教育ファームファシリテーター（以下、「ファシリテーター」という。）が、酪農教育ファーム活動を行う牧場等であって、本規程により認証された牧場等をいう。</p> <p>2. <略></p> <p>3. 「食としごと、いのちの学び」とは、主に次の学びをいう。 (1) <略></p>	<p>第2. 定義</p> <p>1. 酪農教育ファーム認証牧場（以下、「認証牧場」という。）とは、それぞれの牧場が持つ多様な資源を活用して、酪農教育ファームファシリテーター（以下、「ファシリテーター」という。）が、酪農教育ファーム活動を行う牧場であって、本規程により認証された牧場をいう。</p> <p>2. <略></p> <p>3. 「食といのちの学び」とは、主に次の学びをいう。 (1) <略></p>

改正案	現行
<p>(2)「<u>しごとの学び</u>」とは、「<u>酪農という仕事や、酪農家の生き方及び仕事への想いに触れ、自分の今後の進路や将来の仕事について意識することで、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てること。</u>」</p> <p>(3)「<u>いのちの学び</u>」とは、「<u>牧場にいる乳牛などの生き物との触れ合いにより、いのちを身近に感じるようにする。また、人と乳牛などの家畜が共存する生産のあり方や牧場を取り巻く環境を学ぶことを通して、人その他の生き物との関係性や人や他の生き物はいのちを育みつたえていることへの理解を深め、いのちを尊重する態度を育てること。</u>」</p> <p>第3. 認証の条件</p> <p>本規程に基づき認証牧場の認証を受けようとする者は、以下の条件を満たさなければならない。</p> <p>1. 本会議が作成した生乳生産管理基準及び作業手順またはこれに準じる安全・衛生対策を実施している牧場等であって、以下に定める牧場等での安全等に関する基準（以下、「安全環境基準」とする。）に適合していること。</p> <p>(1)～(4)＜略＞</p> <p>(5) 訪問者を対象とした以下の条件以上の保険に加入していること。<u>なお、保険加入の確認は、認証時及び第5の3に定める現地検査時のほか、認証期間中毎年、4月末日までに保険証書の写しを本会議へ提出することをもって行う。ただし、地域交流牧場全国連絡会を通じて保険に加入している牧場等については毎年の保険証書の写しの提出は不要とする。</u></p> <p>① 施設賠償責任保険 身体1名1億円 1事故5億円 財物1事故 1,000万円 免責 1,000円</p> <p>② 生産物賠償責任保険</p>	<p>(2)「<u>いのちの学び</u>」とは、「<u>牧場にいる乳牛などの生き物との触れ合いにより、いのちを身近に感じるようにする。また、人と乳牛などの家畜が共存する生産のあり方や牧場を取り巻く環境を学ぶことを通して、人その他の生き物との関係性や人や他の生き物はいのちを育みつたえていることへの理解を深め、いのちを尊重する態度を育てること。</u>」</p> <p>第3. 認証の条件</p> <p>本規程に基づき認証牧場の認証を受けようとする者は、以下の条件を満たさなければならない。</p> <p>1. 本会議が作成した生乳生産管理基準及び作業手順またはこれに準じる安全・衛生対策を実施している牧場であって、かつ、以下に定める牧場での安全等に関する基準（以下、「安全環境基準」とする。）に適合していること。</p> <p>(1)～(4)＜略＞</p> <p>(5) 訪問者を対象とした以下の条件以上の保険に加入していること。</p> <p>① 施設賠償責任保険 身体1名1億円 1事故5億円 財物1事故 1,000万円 免責 1,000円</p> <p>② 生産物賠償責任保険 身体1名1億円 1事故3億円</p>

改正案	現行
<p>身体1名1億円 1事故3億円 財物1事故 1,000万円 免責 1,000円 2～3<略></p> <p>第4. 認証の手順 本委員会は、以下の手順により、認証牧場の認証を行うものとする。 1. 認証牧場の認証を受けようとする牧場（以下「認証申請牧場」とする。）は、その牧場等で活動を行うファシリテーターを指定して、別様式1の認証申請書を当該地域の指定生乳生産者団体（以下「指定団体」とする。）に提出する。 なお、ファシリテーターを指定できない場合は、ファシリテーターの認証を受けようとする者（以下、「ファシリテーター候補者」とする。）を指定することができるものとする。 2～4<略></p> <p>第5. 規則 <略></p> <p>第6. 認証の一時停止と取り消し 本委員会は、指定団体を通して、以下の認証の一時停止と取り消しに係る措置を実施する。 1. 認証牧場が第2の定義及び第3の条件を満たさなくなった場合、認証を取り消すものとし、<u>認証牧場は別様式3の認証取り消し申請書を提出するものとする。なお、第4の1の規程に基づき指定したファシリテーターが、認証期間中に退職や異動等により不在となった場合の認証取り消しについては、翌年度に認証牧場が指定しようとする新たなファシリテーターが認証取得した場合は、認証牧場の再申請は免除するものとする。</u> 2～6<略></p>	<p>財物1事故 1,000万円 免責 1,000円 2～3<略></p> <p>第4. 認証の手順 本委員会は、以下の手順により、認証牧場の認証を行うものとする。 1. 認証牧場の認証を受けようとする牧場（以下「認証申請牧場」とする。）は、その牧場で活動を行うファシリテーターを指定して、別様式1の認証申請書を当該地域の指定生乳生産者団体（以下「指定団体」とする。）に提出する。 なお、ファシリテーターを指定できない場合は、ファシリテーターの認証を受けようとする者（以下、「ファシリテーター候補者」とする。）を指定することができるものとする。 2～4<略></p> <p>第5. 規則 <略></p> <p>第6. 認証の一時停止と取り消し 本委員会は、指定団体を通して、以下の認証の一時停止と取り消しに係る措置を実施する。 1. 認証牧場が第2の定義及び第3の条件を満たさなくなった場合、認証を取り消すものとする。 2～6<略></p> <p>第7. その他 <略></p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="85 189 376 225">第7. その他 <略></p> <p data-bbox="85 279 259 314">附則 <略></p> <p data-bbox="85 368 488 403">附則 (平成28年6月13日)</p> <p data-bbox="85 411 786 446">1. <u>本規程は、平成28年6月13日より施行する。</u></p>	<p data-bbox="1128 237 1303 272">附則 <略></p>